

公益社団法人埼玉県社会福祉士会役員選任規則

規則第3号

2011年7月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の役員選任に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において役員とは、定款第19条第1項第1号及び第2号に定める理事及び監事をいう。

(理事の区分及び定数)

第3条 理事を次のとおり区分する。
理事 10名以上15名以内

(監事の区分及び定数)

第4条 監事を次のとおり区分する
監事 2名

(候補者選出方法)

第5条 本会の役員の選出方法は立候補とする。
2 前項の規定に関わらず、会員以外の者が役員候補者となる場合は、理事会の推薦による。

(役員候補者の立候補)

第6条 役員に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。
(1) 立候補者は、定款第5条に規定する正会員であること。
(2) 立候補の時期は、役員改選を行う総会の前の別に定める時期とする。
(3) 立候補の受付は、郵送によることとし、締め切り日の消印を有効とする。
(4) 立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。
2 立候補者は、立候補にあたり正会員2人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。
(1) 推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。
(2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1人とする。
(3) 推薦者は立候補者でないこと。

(選挙管理委員会)

第7条 役員選任にかかる公正な事務を行なうため、選挙管理委員会を設置する。
2 選挙管理委員会の委員定数は、3人とする。
3 選挙管理委員会は、役員選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行なう。

- 4 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行ない、理事会において推薦された会員以外の役員候補者と併せて、立候補者名簿を整え総会に提出する。

(選挙管理委員)

- 第8条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し、定数を超えた場合には抽選により選出され、会長が委嘱する。
- 2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。
 - 3 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
 - 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
 - 5 選挙管理委員の任期は、役員選任を行う総会の当日までとする。
 - 6 第1項により選出された選挙管理委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の公示)

- 第9条 役員候補者の名簿は、役員選任を行う総会の議案とともに、会員に送付するものとする。

(役員選任方法)

- 第10条 役員の選任は、定款第17条第3項により、総会の決議をもって行う。

(欠員)

- 第11条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

(改正)

- 第12条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、2015年6月27日から施行する。